○国土交通省告示第三百四十六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十九日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
常磐自動車道	守谷市大字大柏字上小島二一四番から同市大字大柏字上小島二三八番一まで	平成二十六年三月十九日十時

○東北地方整備局告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十九日

東北地方整備局長　小池　剛

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年東北地方整備局告示第百三十六号県北都市計画道路事業三・四・六百四号中央線及び三・四・六百六号大町北新井線

三　事業施行期間　自平成十四年十一月二十九日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十九日

東北地方整備局長　小池　剛

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年東北地方整備局告示第十九号いわき都市計画道路事業三・三・百一号平磐城線

三　事業施行期間　自平成十七年二月十五日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十九日

東北地方整備局長　小池　剛

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年東北地方整備局告示第四十七号いわき都市計画道路事業三・三・百一号平磐城線をいわき都市計画道路事業三・三・百一号平磐城線及び三・五・百四十二号船引場原木田線に変更する。

三　事業施行期間　自平成二十四年三月二十三日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十四年東北地方整備局告示第四十七号の事業地のうちいわき市小名浜字辰巳町及び字定西地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十九日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
富津市大堀字西原一九二四番三から同市大堀字砂山二〇〇二番一まで	前	六・六四～八・一五メートル
	後	六・七八～三二・六四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○中部地方整備局告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十九日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　静岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十年建設省告示第二百九十八号田方広域都市計画下水道事業狩野川流域下水道（東部処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十年三月十二日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十九日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　静岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第百十六号東駿河湾広域都市計画及び裾野都市計画下水道事業狩野川流域下水道（西部処理区）

三　事業施行期間　自昭和六十二年一月二十七日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十九日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年近畿地方整備局告示第百四十号宇治都市計画道路道事業三・六・三号宇治淀線、三・四・一号国道二十四号線及び三・四・十二号下居大久保線

三　事業施行期間　自平成十九年十一月二十日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十九年近畿地方整備局告示第百四十号の事業地のうち、京都府宇治市広野町中島地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし